

監査結果公表第26-3号

住民監査請求に係る監査結果の公表について

平成26年5月30日付けで提出のありました地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求に係る監査結果について、同条第4項及び八尾市監査委員条例第8条の規定により公表します。

平成26年7月24日

八尾市監査委員	田中清
同	八百康子
同	杉本春夫
同	小林貢

記

1 監査内容

別紙のとおり

2 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号

八尾市監査事務局

電話番号 072-924-3896 (直通)

3 その他

監査内容については、市役所3階の情報公開室及び八尾市ホームページでも閲覧できます。

(請 求 人) 様

八尾市監査委員	田 中 清
同	八 百 康 子
同	杉 本 春 夫
同	小 林 貢

住民監査請求に係る監査の結果について (通知)

平成 26 年 5 月 30 日付けで提出のありました地方自治法第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求に係る監査の結果を、同条第 4 項の規定により次のとおり通知します。

記

第 1 監査の請求

1 請求人

(省略 なお、本請求は 8 人の連名により行われた。)

2 請求の提出日

平成 26 年 5 月 30 日

3 請求の要旨

請求人から提出された請求の要旨は、次のとおりである。

八尾市は、去る平成 25 年 12 月定例市議会で、「出張所の市税等公金の収納業務廃止」に伴う「市役所出張所設置条例の改正」が賛成・反対同数の上、議長採決の結果可決、成立しました。

ところが、「出張所の市税等公金の収納業務廃止」が「26 年 4 月 1 日より」というのが余りにも拙速のため、総務常任委員会で「市民に対する周知期間が短すぎる」との質問が出されました。これに対し、「周知不足により出張所に来られた市民に対しては暫定的に 9 月まで公金収納の取扱いを行いたい」と市理事者は答弁し、平成 26 年 3 月 31 日付けで「出張所における市税等の公金の収納取扱い廃止後の暫定的な取扱いに係る事務取扱要綱」が制定され、出張所窓口での暫定的な収納業務が出来るようになりました。

しかし、実際に行われているのは、市政だより「やお」2 月号で「4 月 1 日から各出張

所窓口における市税などの公金収納を廃止します」というお知らせや、ビラ、ポスターなども同じ内容の周知しか行わず、「暫定的に 9 月末まで収納する」という周知は、行政内部で周知しないと決めています。

そのため、4 月末時点で 100 人を超える市民が納税のために訪れたものの、納付出来ずに追い返されています。それは、市民に対する不利益行為であり、八尾市民として決して納得出来るものではありません。

そこで、監査委員におかれましては、現在も使われているビラ・ポスターや納税通知書に同封されている「4 月 1 日から、各出張所では税金・保険料等のお支払いはできません。」と暫定的取扱いが周知されていない文書を即時に撤去させ、八尾市がビラ・ポスター・文書等に要した費用を、田中誠太市長に賠償させること。

さらに、要綱で制定した「暫定的に 9 月末まで収納する」ことを正確に周知するよう、至急徹底し、窓口業務においても、納税に訪れた市民への対応を「暫定的に 9 月末まで収納」とするよう勧告されることを求めます。

4 事実を証する書面

(平成 26 年 5 月 30 日提出)

- ・ 八尾市議会会議録「平成 25 年 12 月 13 日開会 総務常任委員会」から抜粋分の写し
- ・ 公文書公開による「出張所における市税等の公金の収納取扱い廃止後の暫定的な取扱いに係る事務取扱要綱」の写し
- ・ 「出張所での公金収納廃止のご案内」(チラシ原本)
- ・ 公文書公開による「公金収納廃止のご案内ポスター・チラシに関する物品・修理要求書、物品・修理契約額確定書及び見積書」及び「平成 26 年 4 月実施 出張所における市税等の収納業務廃止に関する Q & A 集 (平成 26 年 3 月 26 日現在)」の写し
- ・ 「公文書公開請求却下処分通知書 (内容：出張所における市税等の収納業務廃止の周知活動について各種広報の計画の起案書)」の写し

(平成 26 年 6 月 19 日提出)

- ・ 出張所での公金収納業務廃止について、市税、国民健康保険料の納税、納入通知書等に同封した周知文書及び出張所等で配布された周知文書の写し (計 6 件)
- ・ 「暫定的取扱期間の出張所における「納期限切れ」納付書の取扱いについて」(平成 26 年 4 月 3 日付け、健康保険課長から市民ふれあい課長及び出張所長宛通知文書) の写し

(平成 26 年 6 月 26 日提出)

- ・ 公文書公開による「(各出張所における) 暫定的取扱い件数等月間集計表 (平成 26 年 4 月及び 5 月)」の写し

(以上いずれも掲載を省略)

第 2 監査の実施

1 請求の受理

本件請求が、地方自治法 (以下「自治法」という。) 第 242 条に規定する形式上の要件

を具備しているものと認め、平成26年6月13日にこれを受理する決定をした。

2 請求人の陳述

平成26年6月19日、請求人に対し、自治法第242条第6項の規定による陳述の機会を設けた。

陳述に先立ち、本件請求において監査対象を特定するため監査委員より、「出張所での公金収納業務廃止に係る周知文書等についての公金支出を違法、不当とし、その理由については、「出張所における市税等の公金の収納取扱い廃止後の暫定的な取扱いに係る事務取扱要綱」（以下「取扱要綱」という。）を定め、収納業務を行うにもかかわらず、市政だより、ビラ、ポスターなどにおいて収納業務の廃止のみを周知し、暫定的に9月末まで収納するという周知をしていないこと。」であるのかを請求人に確認し、相違ない旨の回答を得た。

請求人の陳述の要旨は、それぞれ次のとおりである。

請求人A

- ・平成25年12月議会で平成26年4月1日から出張所における公金収納をやめるということを決めているが、あまりにも期間が短いために、議会においても質問が出て、その結果により暫定的に6か月間暫定期間を置こうではないかと決まり、そのために要綱まで作っておきながら、お知らせ、ポスター、ビラ、実際の窓口においても廃止だけを言って、その間受け付けるということを市民に知らせないということが行われている。
- ・これは、非常に市民にとって不利益な扱いで、議会で決まっていることをやらずに、市民に不利益なことを行うということは、どう考えてもおかしい。廃止だけを説明して、暫定期間のことを一切載せない、そういうビラやポスター、文章については、間違った中身の文章であり、そういうことを知りながら、印刷、発行し、使用しているということについては間違っていると思うので、その費用については、全ての責任者である田中市長が八尾市に返済すべきである。

請求人B

- ・個人的には調査に限界があるので、ビラ、ポスター等について、どこへいくら使っているかについて、全部調べてほしいと思う。
- ・健康保険課長が各出張所長宛にお願い文書を出しているが、これは収納してくれと言っている。こういう文書を出しているのに、一方では周知しない、具体的には市民ふれあい課作成のQ&Aに、暫定的取扱いに関する周知は行わない、と書いており矛盾している。

請求人C

- ・平成26年2月の八尾の市政だよりで、公金収納は廃止しますと書かれている。同じ2月の議会だよりを見ると、総務常任委員会で、周知期間が短すぎるのではないかという質問に対し、理事者側は暫定的に9月まで公金収納取扱いを行い、と書いてある。
- ・私自身、大阪府にも聞きに行ったが、これは一般的にありえないと、八尾市のやり方は異常だと言っていた。

- ・わざわざ市民が足を運んでいるのに、それを取らないというのはいけない。このことについて聞くと、市は、「やむを得ない人については仕方ないから取ります」ということで、全体のことは一切言っていない。

また、監査委員より、出張所における公金収納の取扱い方法、実態について請求人に質問があり、以下の内容の陳述があった。

- ・4月1日で終わったという説明はきちんとするが、9月までの暫定的収納についての周知をすることはなく、近隣のコンビニ、郵便局、銀行への納入依頼がまずなされ、そこで粘った人については、仕方なく納付を受け付けるという対応である。
- ・要綱で受け取りなさいと、また、健康保険課長通達では従来通り受け取ってくださいという通達があるにもかかわらず、拒否されている。

3 監査対象事項

住民監査請求書及び請求人の陳述内容等により、監査対象事項を下記のとおりとした。

- ① 出張所における市税等の公金収納業務の廃止について取扱要綱を定め、平成26年4月1日から同年9月30日までの間に限って暫定的に公金収納業務を行うにも関わらず、市民周知を行わないことが違法又は不当か。
- ② ①の方針に基づいて作成された、暫定的な取扱いが記載されていない公金収納廃止に係るチラシ、ポスター、文書等に要した費用が違法又は不当な公金支出にあたるか。

ところで、自治法第242条第1項において、住民監査請求の対象は「違法又は不当な公金の支出等財務会計上の行為又は怠る事実」とされており、財務会計行為に限っているが、このことは住民監査請求制度が、地方公共団体の財政の腐敗防止を図り、住民全体の利益を確保することを目的としているものであり、行政全般の違法、不当を防止するための制度ではないとされている。

請求人は、違法又は不当とする理由として「取扱要綱を定め収納業務を行うにもかかわらず、市政だより、ビラ、ポスター等において収納業務の廃止のみを周知し、暫定的に9月まで収納するという周知をしていないこと」としており、財務会計行為自体の違法、不当性に直接言及するものではなく、当該周知の内容や周知行為自体の違法、不当性を主張している。住民監査請求の対象を財務会計行為に関する合規性等に限定すると、本件請求で主張される周知等の非財務会計行為については、住民監査請求の対象とはならないが、地方公共団体の行為は最終的に費用支出を伴うことが多いことから、本件請求については、財務会計行為である出張所における公金収納業務廃止に関するポスター等の費用支出の原因として、当該周知行為等の事実行為があると解し、財務会計行為と一体のものとして住民監査請求の対象とすることとした。

また、住民監査請求の対象となる財務会計行為については、請求人が他の事項から区別して個別、具体的に摘示しなければならないとされている。

請求人は請求書において、「暫定的取扱いが周知されていないビラ・ポスター・文書等に要した費用」とし、費用の具体的内容については事実証明書において一部特定されている

ものの、市が出張所における公金収納業務廃止に係る周知文書等に要した費用全体を個別、具体的に摘示していない。

財務会計行為が特定されていないものについて、住民監査請求において監査委員の職権でそれを特定し、監査する義務まで負うものではないが、対象が多岐にわたるなど、全てを請求人が情報公開請求等により確認、特定することが困難な事例も考えられる。本件請求については、請求書で「周知に関するビラ・ポスター等に要した費用」としており、また、出張所での公金収納の廃止対象が市税や国民健康保険料、介護保険料など特定されていることなどから、監査委員において市税や国民健康保険料などの所管課における納税通知などの際に収納廃止に係る案内にかかった経費についても特定し、監査対象とすることとした。

4 監査対象部局

人権文化ふれあい部市民ふれあい課（出張所を含む。）

財政部市民税課、資産税課、納税課

健康福祉部地域福祉政策課、介護保険課、健康保険課

こども未来部こども施設課

経済環境部環境施設課

土木部下水道経営企画課

水道局お客さまサービス課、工事管理課

5 監査対象部局の陳述

平成 26 年 6 月 26 日、関係職員（市民ふれあい担当部長、人権文化ふれあい部次長、市民ふれあい課長、市民ふれあい課長補佐、山本出張所長、竹渕出張所長、高安出張所長、曙川出張所長）から陳述の聴取を行った。

なお、当該席上においては、自治法第 242 条第 7 項の規定に基づき、請求人 4 人が立ち会い、最後に感想を述べられた。

関係職員の陳述の要旨は、次のとおりである。

(1) 出張所における市税等の公金収納の取扱いを廃止するに至った経緯、理由について

八尾市行財政改革アクションプログラムに沿って、出張所及びコミュニティセンターのあり方について、平成 23 年度から 24 年度にかけて庁内検討を行った。出張所については、八尾スタイルの地域分権を推進し、市民生活を支えるために、地域における最前線の行政拠点として機能再編をしていくということを検討した。

出張所には窓口業務があり、市税等の公金収納業務、諸証明の発行業務、戸籍等の届出受付業務がある。これらについては、段階的に業務の縮小廃止を図り、市税等の公金収納業務については、平成 26 年度から廃止を検討、という考え方を整理した。

平成 25 年 3 月の総務常任委員会にて、その考え方を公表し、平成 25 年 8 月から 12 月にかけて、出張所及びコミュニティセンターあり方意見交換会を市内の各コミュニティセンター等にて開催し、平成 26 年度から市税等の収納業務廃止を予定していることを説明した。

市税等の公金収納については、長年にわたり出張所にて取り扱ってきたが、市民が市税等を納めていただく環境が大きく変わってきている。

コンビニエンスストアでの納入を導入しており、従前からの水道料金に加え、市税、さらに、平成 26 年度から国民健康保険料においても可能になっている。

納税義務者等が、現金を出張所まで持って来ていただくリスクや、出張所における公金収納の取扱金額が多い日では 1 か所数百万円に及ぶことがあり、各出張所においても多額の現金を管理するリスクがある。

近年、出張所窓口以外の場所で納めることが可能になり、その数・種類ともに増え、口座振替も可能である収納金が多くなったことから、平成 26 年 4 月 1 日から、出張所窓口での公金収納の取扱いを廃止することとした。

(2) 出張所における暫定的な公金収納の取扱いを行うケースについて

平成 26 年 4 月 1 日から出張所での市税等の収納業務が廃止になったことを知らずに来庁された方である。

(3) 平成 26 年 4 月 1 日から 9 月 30 日まで暫定的に収納することとした経緯、理由について

平成 26 年 4 月 1 日から出張所における市税等の収納業務を廃止することを市として決定した。これにより、平成 25 年 12 月市議会定例会にて、八尾市役所出張所設置条例（以下「出張所条例」という。）の一部改正案を提出した。周知を徹底するとしてしたが、平成 25 年 12 月までの間に、出張所にて市税等を完納されている納税義務者等で、平成 26 年 3 月末までに出張所へ納めに来る機会がない方等を想定し、暫定的な取扱いを行うことにした。

(4) 取扱要綱の法的な位置づけ、内容、出張所での公金収納業務を廃止した出張所条例との関係等について

平成 26 年 3 月 31 日限りで廃止となった市税等の収納業務に関して、平成 26 年 4 月 1 日から 9 月 30 日までに限って暫定的な取扱いを行う場合の事務取扱いについて定めたもので、「暫定的に取扱いを行う期間を半年間とすること」、「暫定的に収納を行う場合には従前の方法・手続きによること」、「今後の納付方法等について納税義務者等に親切丁寧に説明を行うこと」を定めている。

出張所で取扱う業務については、出張所条例第 4 条に規定があり、同条第 7 号に「その他市長の定める事項」がある。この規定をうけ、八尾市役所出張所規則（以下「出張所規則」という。）第 4 条が定められており、暫定的な取扱いについては、同条第 21 号「その他別に指示する事項」をもとに、その手続きに関して要綱を定めた。

出張所条例の一部改正において、平成 26 年 4 月 1 日から収納業務は廃止となったが、周知期間が約 3 か月であることから、4 月以降に廃止を知らずに出張所に納めに来る人がいるかもしれないということを想定し、親切丁寧な対応という点から、半年間に限って、暫定的に収納することができるようにするために、要綱を定めたものである。半年間にわたり、従前の通りに収納するという「経過措置」というものではない。

(5) 暫定的な公金収納の取扱いに関する市民周知について

平成 25 年 12 月市議会定例会での出張所条例の一部改正案では、平成 26 年 4 月 1 日

から収納業務の廃止ということで可決いただいた。その趣旨に沿って、市は「4月1日から廃止である」という周知広報活動を積極的に展開してきた。

暫定的な取扱いというのは、周知活動にもかかわらず、知らずに来られた方を想定して半年間に限って、万が一来られた場合への対応として設けたところであり、収納を従前通り取り扱うという経過措置とは異なる。

そのため、市としては4月1日から出張所条例の改正に伴って、公金収納業務の取扱いが廃止となったということについて、周知活動をしているところである。したがって、暫定的な取扱いについては周知をしないという判断をした。

(6) 公金収納業務の取扱い廃止に関する市民周知内容等について

市税等の収納業務廃止の周知については、庁内関係各課との連絡調整を行って、主に下記の内容を実施してきた。

【出張所】

- ・窓口に来庁された方に対して、平成26年3月末までは、チラシを手渡して、4月1日以降は廃止となる旨を説明し、必要に応じて近隣で納入できる場所の説明も行った。4月1日以降は、お越しになられた方に対して、チラシを見せるなどして、「出張所では収納業務が廃止になりました」ということを説明するとともに、近隣でお納めいただける場所の説明も行っている。
- ・出張所出入口付近のほか、施設内でのポスター掲示を行っている。

【市政だより、ホームページ】

- ・市政だより平成26年2月号及び4月号にて「平成26年4月1日以降は出張所における市税等の収納業務廃止」という趣旨の記事を掲載した。
- ・市ホームページに「平成26年4月1日以降は出張所における市税等の収納業務廃止」という趣旨のページを掲載した。

【関係各課】

- ・収納金を担当している関係各課としては、平成25年12月24日以降、窓口におけるポスター掲示、チラシ配架を行った。各課のホームページ等では「平成26年4月1日以降は出張所における市税等の収納業務廃止」の掲載を順次行った。
- ・平成26年2月から3月に実施している市民税申告会場にてポスター掲示及びチラシ配布等を行った。
- ・納税通知書等の送付に際して、納付書裏面等に記載の納入場所から「出張所」を削除した。また、「平成26年4月1日以降は出張所における市税等の収納業務廃止」という趣旨を記載した文書の同封等による周知を行っている。

【市内各世帯】

- ・平成26年2月に、「暮らしのガイドブック2014年版」の市内全世帯への配付に際して、ガイドブックにチラシを同封した（約122,000件）。
- ・平成26年2月に、町会を通じてチラシの回覧を行った（対象世帯数約84,000世帯）。
- ・平成26年3月中旬～4月中旬に、町会の協力を得て市内の広報板におけるポスター掲示を行った（約1,200枚）。

【公共施設等】

- ・平成 26 年 2 月から、本庁舎及び公共施設、約 40 施設にてポスター掲示等を行った。
- ・市内の鉄道（近鉄、J R、大阪市営地下鉄）の各駅において、ポスター掲示の協力を依頼した。
- ・市内の金融機関、ゆうちょ銀行八尾支店及び郵便局等、合計 85 店舗におけるポスター掲示を依頼した。
- ・コンビニエンスストアにおけるポスター掲示を依頼した。
- ・大型商業施設であるアリオ八尾、J R 久宝寺駅前のメガシティタワーズ等においてもポスター掲示を行った。

【その他（外国語、点字、団体周知等）】

- ・外国人市民への対応として、英語、中国語、ベトナム語の翻訳版を作成し、本庁舎 1 階の総合案内室の通訳を利用される方への個別の説明や多言語情報誌への封入などを行った。
 - ・チラシと同等の内容を点字版で作成し、出張所窓口での配架、団体を通じて視覚障がい者への配付を行った。
 - ・地域包括支援センター、介護保険事業者、高齢者関係機関・団体、障がい者関係機関・団体、保育所等を通じて、ポスター掲示又はチラシ配架等を依頼した。
- (7) 出張所での平成 26 年 4 月 1 日以降の暫定的な公金収納の取扱いの対応等について
窓口で公金を納付に来られた方については、「4 月 1 日から収納できません」「金融機関、コンビニエンスストアで納付ができます」ということを丁寧に説明。近隣の金融機関等をご案内させてもらい、来庁者の了解のもと、そちらへ出向いていただいている。その中で、「せっかく出張所に来たのだから」と言う方については、「今回に限り、収納させていただきますが、次回からは、お近くの金融機関等でお支払いください」という説明、依頼を行い、収納を行っている。
- 出張所へ来られた方への説明の中で、ご理解いただけていると認識しており、今のところ、苦情やトラブル、混乱は特にない。

第 3 監査の結果

1 事実の確認

(1) 出張所において収納取扱業務が廃止となった公金の種類

平成 26 年 4 月 1 日より収納取扱業務が廃止となった公金は、市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、生活援護資金貸付償還金、保育所保育料、し尿汲み取り手数料、下水道事業受益者負担金、水道料金（修繕工事代金を含む）及び下水道使用料である。

(2) 出張所における公金収納業務の廃止及び暫定的な公金収納の取扱いに関する市議会での市の答弁内容等

出張所における事務のうち、市税等の収納に関する事務を廃止することなどに伴い、条例の一部を改正するため、平成 25 年 12 月市議会定例会に議案第 82 号「八尾市役所

出張所設置条例の一部改正の件」として提出され、平成 25 年 12 月 5 日の本会議において総務常任委員会に審査が付託され、同年 12 月 13 日の総務常任委員会にて審査が行われた。

その中で委員より、「市税等公金収納業務を廃止する目的」「公金収納業務廃止に係る周知」「平成 26 年 4 月 1 日廃止後の出張所での取扱い」「今後の出張所の役割」などについて質問がなされ、担当職員より主に以下の内容の答弁がされている。

(公金収納業務廃止に係る周知)

- ・ 今後、出張所に来られた方に丁寧の説明していく。また、広く市政だより、回覧、掲示物、今後の封入物等を使い、出張所、関係課と連携して全力で周知を行う。
- ・ 議決の後、3 か月間、職員が総力で周知する中で一定周知ができるという前提のもとで議会に提案している。
- ・ 新たな取組みを進めようとしている中で、市民に不便をかけないよう、3 月までの間、精一杯の努力をし、出張所、各所管で色々考え周知していく。

(廃止後の出張所での公金収納の取扱い)

- ・ 周知徹底をするが、どうしても知らずに来られた場合、期間を区切って 9 月末までくらいを想定し、暫定的に収納するという方策を講じたいと考えている。
- ・ 周知期間は 3 か月で十分で、この時期で大丈夫と確信をしているが、どうしても知らずにお金を持ってこられた方に対応する際、運用として例外的な対応をさせていただく。
- ・ 条例の規定において、「その他市長が定める事項」がある。平成 26 年 4 月 1 日からは、市税、納税に関する事項が削除される形であるが、市長が定める事項を根拠として、臨時的、例外的な形での取扱いについては可能であると考えている。

(3) 出張所条例、出張所規則、取扱要綱について

出張所における公金収納の取扱い事務を廃止するため、出張所条例第 4 条において規定されている出張所で取り扱う事務のうち、同条第 1 号「納税に関する事項」及び第 4 号において「市税の徴収」を、また、出張所規則第 4 条第 15 号において「水道料金の収納に関する事項」をそれぞれ削除し、平成 26 年 4 月 1 日から施行されたものである。

一方、条例等の改正から公金収納業務が廃止となる平成 26 年 4 月 1 日までの期間が約 3 か月であり、市民が当該廃止について知らずに平成 26 年 4 月 1 日以降市税等の納付をするために出張所に来庁されることが予想されることから、その対応として平成 26 年 3 月 31 日に取扱要綱が制定された。

取扱要綱については、平成 26 年 4 月 1 日から 9 月 30 日までの間、暫定的に出張所で市税等の公金収納を行う際の事務取扱いについて定めたものであるが、当該事務は、出張所で取り扱う事務を定めた出張所条例第 4 条第 7 号「その他市長の定める事項」の規定により、出張所規則第 4 条において定める事項のうち第 21 号「その他別に指示する事項」を根拠としているものである。

(4) 出張所における公金収納取扱いに関する周知

出張所における公金収納取扱い業務の廃止を含む出張所条例の一部改正案が、平成 25 年 12 月 20 日の本会議において可決されたことを受け、廃止まで約 3 か月となることから、市内各世帯への廃止に係るチラシ配付、回覧や出張所での説明、庁舎等公共施設や鉄道駅、商業施設へのポスター掲示、各種団体を通じた周知などを集中的に実施された。また、平成 26 年 4 月以降も継続して同様の周知に加え、廃止対象となる公金に係る納税通知書等へ周知文書の同封などが行われている。

また、暫定的な公金収納の取扱いについては、周知されていない。

(5) 出張所における市税等公金収納業務廃止の周知に要した費用等

当該周知に要した費用等については、監査対象部局の対象課に対し、周知文書の内容及び印刷等に要した費用について確認を行い、各課から回答された内容等及び提出された支出帳票書類等について調査した結果は、次のとおりである。

No.	所属	用途	要した経費の内容	支出額 (円)	会計年度	支出科目
1	市民税課	納税通知書に同封したお知らせ文書の用紙購入代	色上質紙	37,454	26 年度	需用費
2	市民税課	納税通知書に同封したお知らせ文書の用紙購入代	色上質紙	15,325	26 年度	需用費
3	納税課	督促、催告書に同封したお知らせ文書の用紙購入代	色上質紙	11,592	25 年度	需用費
4	市民ふれあい課	公共施設、金融機関等への配布、町会の掲示板や回覧のためのチラシ・ポスター印刷作成費	公金収納廃止ポスター・チラシ (A3、B2、A4 サイズ)	518,480	25 年度	印刷製本費
5	市民ふれあい課	出張所窓口設置及び点字版希望者への配付のためのお知らせ文書の点字版作成、配付業務委託料	点訳・点字チラシ作成及び配付業務	22,500	25 年度	委託料
6	市民ふれあい課	全戸配付する「暮らしのガイドブック」に収納業務廃止のチラシを同封するための業務委託料	チラシの配付業務委託	239,910	25 年度	委託料
7	市民ふれあい課	窓口、ホームページ等で利用するためのお知らせ文の英語翻訳	行政文書等翻訳業務	11,000	25 年度	役務費
8	市民ふれあい課	出張所等の窓口で配架したお知らせ文書の用紙代	印刷用紙代	4,780		
9	地域福祉政策課	納付書に同封したお知らせ文書の用紙代	印刷用紙代	70,234		
10	こども施設課	納付書に同封したお知らせ文書の用紙代	印刷用紙代	2,369		
11	下水道経営企画課	納付書に同封したお知らせ文書の用紙代	印刷用紙代	335		
12	水道局お客さまサービス課	納付書送付の際の封筒表面への押印に使用	ゴム印 (3 個)	1,499	25 年度	備消耗品費
13	水道局お客さまサービス課	納付書送付の際の封筒表面への押印に使用	ゴム印 (5 個)	2,721	26 年度	備消耗品費
支 出 額 合 計				938,199		

(注 1) №8、9、10、11 の用紙代については、会計課が共通消耗品として一括購入しているコピー用紙を使用していることから、購入に係る財務会計行為が特定できず、支出額については共通消耗品の単価と使用枚数から算出した。

(注 2) し尿汲み取り手数料については、納付書に同封するお知らせ文書の用紙代として支出があるが、公益財団法人八尾市清協公社の予算による支出であるため、住民監査請求の対象から除外した。

なお、これら以外のものについては、既存の通知書等に追記されたものや、市政だよりに掲載されたものであり、当該周知を行ったことによる支出額は発生していないと判断し、本件請求の財務会計行為の対象からは除外した。

(6) 平成 26 年度 4 月及び 5 月の出張所における暫定的公金収納取扱い件数等

出張所 10 か所における、平成 26 年 4 月から 5 月まで 2 か月間の公金収納件数及び収納金額と、平成 24 年度及び 25 年度同時期の公金収納件数等の実績は下記のとおりである。

収納件数（各年度 4 月及び 5 月合計） (単位：件・%)

平成 26 年度	対前年度		平成 25 年度	平成 24 年度
	増減	増減率		
625	△19,139	△96.8	19,764	20,248

(注) 件数は、納入があった納付書の枚数を集計している。

収納金額（各年度 4 月及び 5 月合計） (単位：円・%)

平成 26 年度	対前年度		平成 25 年度	平成 24 年度
	増減	増減率		
8,752,823	△350,533,667	△97.6	359,286,490	401,530,002

2 判 断

請求人の請求主旨である、① 出張所における市税等の公金収納業務の廃止について取扱要綱を定め、平成 26 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間に限って暫定的に公金収納業務を行うにも関わらず、市民周知を行わないことが違法又は不当であるか、② ①の方針に基づいて作成された、暫定的な取扱いが記載されていない公金収納廃止に係るチラシ、ポスター、文書等に要した費用が違法又は不当な公金支出にあたるか、について次のとおり判断する。

平成 25 年 12 月市議会定例会の総務常任委員会における出張所条例の一部改正案の審査では、公金収納廃止の周知期間が 3 か月程度となることから、平成 26 年 4 月 1 日以降の公金収納の取扱い等について質問があり、市において「出張所条例の改正に伴い、平成 26 年 4 月 1 日以降の収納は廃止となるが、廃止となったことを知らずに出張所に来られる場合を想定して、期間を区切って暫定的な収納取扱いを定め、あくまで暫定的な措置として対応する」という趣旨の答弁が一貫してなされている。このようなことから、平成 26 年 4 月 1 日以降期間を限って、公金収納が廃止されたことを知らずに来庁された市民に対し、暫定的な収納取扱いを実施することも踏まえて、公金収納業務の廃止を含む出張所条例の一部改正案が可決されたものと認められる。

また、一般的に条例等が制定改廃される場合に、従来の制度から新しい制度に円滑に移

行できるように、既得の権益等を尊重して従来の制度をある程度容認するなどの措置を講ずるために経過規定を設けられることがあるが、今回の出張所条例の一部改正については経過規定が設けられておらず、従来の公金収納取扱いをそのまま期間を限って継続して行うというものではないと考えられる。

したがって、出張所条例の一部改正の趣旨は、あくまで平成26年4月1日からの公金収納業務の廃止であり、暫定的な収納取扱いについては、収納業務の廃止を知らずに出張所に来庁された市民に対する例外的措置であると判断でき、その趣旨に沿って、市は廃止に係る周知を集中的に実施したものと考えられる。

一方、暫定的な収納取扱いを周知することについては、そのことにより、出張所での公金収納取扱いを従来から継続して平成26年9月30日まで延長することと同義にもなりかねず、公金収納業務の廃止を趣旨とする出張所条例の改正の効力を損ねるとともに、公金収納の廃止に係る周知の効果を減じることになり、平成26年4月1日からの出張所での公金収納廃止の円滑な移行に支障が生じることも予想されるものである。なお、結果として、公金収納の廃止に係る周知を徹底したことで、平成26年4月、5月の2か月間の暫定的な公金収納件数等は前年同期比で件数が△96.8%、金額で△97.6%と大幅に減少しており、公金収納廃止についての理解や周知の効果はあったものと認められ、条例改正の所期の目的は一定達成されていると言える。

また、平成26年3月31日に制定された取扱要綱については、平成25年12月市議会定例会での内容を踏まえ、出張所における公金収納業務の廃止後において、廃止を知らずに来庁された市民への事務取扱いとして、暫定的に収納する期間、収納する際の収納方法その他の事務手続きについて定められたものであり、出張所職員が事務処理をしていく上での指針、基準となるものである。一般的に、要綱とは行政機関内部における規律であって、行政指導を行うための一般的な基準や、職員の業務執行上必要な細目的事項等、住民の権利義務に関する定めとしての性質を有しないものであり、条例、規則とは異なり必ずしも告示等の形式により広く住民に公表しなければならないものではなく、本件取扱要綱のような内部規範までも公表し、住民に周知しなければならないものではないと考えられる。よって、本件取扱要綱の制定をもってして、暫定的な収納取扱いについて周知しなければならない理由にはならないものと考えられる。

以上のことから、出張所での公金収納の取扱いについて、平成26年4月1日以降の廃止のみを周知し、暫定的な公金収納取扱いについて周知していないという、市の対応について違法、不当性はないものと認められる。

また、出張所における公金収納業務廃止に係る周知に要した費用について、支出負担行為書、契約書、支出命令書等を確認したが、いずれも適正に処理されており、財務会計行為自体についても違法、不当性はないものと認められる。

3 結 論

以上のことから、請求人の主張には理由はなく、請求人が求める措置の必要を認めない。